

大阪府知事 松井 一郎 様

大阪府地方独立行政法人

大阪府立環境農林水産総合研究所評価委員会

委員長 原島 俊

（事務局：大阪府財務部行政改革課）

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 31 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所（以下、「研究所」という。）に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

平成 24 年度から平成 26 年度の各事業年度の業務実績を踏まえ判断すると、業務実績については全体として中期目標及び中期計画のとおりに進捗している。地域に根ざした環境や農林水産分野の専門家集団である公設試験研究機関として、事業者・行政に対する技術支援、農業大学校の運営や調査研究において、質の高い様々な取組を実施し、大阪府が施策を推進する上で不可欠な存在であると評価できる。

公設試験研究機関として継続的に実施している環境や農林水産に係るモニタリング調査分析業務は、研究所業務の根幹をなすものであり、今後も質を低下させることなく実施することが強く望まれる。事業者への支援においては、大阪産（もん）を活用した六次産業化支援や良好な水質の実現と漁業資源の増大に向けた調査のように成果を挙げている取組も多く、このような事業者支援を継続して実施することを期待する。また、行政への支援においては、府民の安全・安心のための緊急対応に引き続き取り組むとともに、顕在化していない課題について将来を見据えた対応に取り組んでいくことを期待する。なお、これら技術支援の基盤となる調査研究の質的向上を図ることが重要であることから、人材育成を一層充実する必要がある。

今後は、研究所が有する人的資源や財源が限られる中、技術支援と調査研究のバランスに留意しながら、環境分野と農林水産分野が融合した総合研究機関としての特長を活かした取組の具体化を図っていくことが重要である。そして、地球温暖化対策の推進や農林水産業及び食品産業の将来的な発展など、環境と農林水産業を取り巻く多様な課題に対応していくため、これまでの取組をさらに充実させ、大阪府の施策の推進と大阪府民の生活の向上に貢献していくことを希求したい。

以上